



令和3年12月1日

トピックス ～ 年末調整の留意点 ～

令和3年も残り1か月となり年末調整の時期がやってまいります。令和3年度税制改正に伴い、今年から年末調整書類への押印が不要となった点を除くと、今年の年末調整は大きな改正はありません。そこで、昨年の改正点を含め、年末調整のポイントを確認していきたいと思います。

詳しくは当事務所にお尋ねください。

(1) 令和3年 年末調整の変更点

今年の年末調整より従業員の方から提出を受ける下記の書類については、押印が不要になります。

- 【1】 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 【2】 給与所得者の保険料控除申告書
- 【3】 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
(この申告書は基礎控除額の適用判定にも利用されるため、配偶者のいない給与所得者についても提出が必要です)

(2) 基礎控除額

- 基礎控除額 …… 一律 48 万円。(住民税については 43 万円)。但し、合計所得金額が年 2400 万円を超える方は段階的に 32 万円、16 万円、0 円と引き下げられております。

(3) 給与所得控除額

- ① 令和2年から給与所得控除額が一律 10 万円引下げられました。
※ただし、給与収入が年 850 万円を超える方の給与所得控除額は一律 195 万円になりました(所得金額調整控除の適用を受ける方を除く)。
- 所得金額調整控除とは、年収 850 万円超で、下記のいずれかの要件に該当する場合には給与所得控除額の増額調整が行われます
(イ) 給与所得者本人が特別障害者
(ロ) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者
(ハ) 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する者
- ② 控除額 …… 給与収入(1,000 万円上限) - 850 万円) × 10%

(4) ひとり親控除(男女の性別は問いません)

- ① 対象者
現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、下記の要件に該当する者
(イ) 合計所得金額が 48 万円以下の同一生計の子を有すること
(ロ) 本人の合計所得金額が 500 万円以下であること
(ハ) 住民票に事実婚である旨の記載がされていないこと
- ② 控除額 …… 所得税：35 万円 (住民税については 30 万円)

(5) 寡婦控除

- ① 対象者(女性のみ)
(イ) 夫と死別、離婚、夫が生死不明の状態であること(離婚の場合は、扶養親族を有すること)
(ロ) 本人の合計所得金額が 500 万円以下であること
- ② 控除額 …… 所得税 27 万円(住民税については 26 万円)は従前のおりです。
なお、寡夫控除は廃止され「ひとり親控除」に吸収されました。

(6) 医療費控除やふるさと納税の寄附金控除は確定申告において行います。

今年のカレンダーも残り一枚となりました。先月中旬の陽気とは打って変わって防寒具が必需品となっております。コロナ感染者の国内状況は、愛知県で一桁、全国を集計しても100人台という低い状況が続き安堵していたのも束の間、南アフリカ由来の新たな変異ウイルス（オミクロン株）の感染が確認され、ヨーロッパでは新規感染者が再び増加しております。わが国でも、ようやくコロナ禍の収束を見据えた飲食や、イベントの制限緩和・撤廃を含めた景気対策が始動しようとしている動きに水を差す気配となっております。水際対策を徹底し第6波の引き金にならないよう警戒を緩めないでいきたいものです。とはいえ、原油価格の高騰と相俟って日経平均株価も敏感に反応し、この一週間で1,000円以上急落しております。

少し気が早いですが、小生なりに、この一年を振り返ってみたいと思います。

個人的には、代わり映えのしない一年間ではありましたが、自身を含め、家族や子供・孫らを見渡しても病気をすることなく、まずは健康に過ごせたことは何よりです。なお、税理士会の会務から解放されて久しいものの、本年度も名古屋税務研究所での「消費税を巡る研究」発表、2つの支部での税制改正や配偶者居住権をテーマとした研修講師、愛知学院大学の大学院非常勤講師に加え、寄附講座での講義等、事務所業務以外の分野でもそれなりの仕事をこなすことができました。また、地元の名古屋中村支部では顧問参与会議長という名誉職を拝命する一方、この10年近く名古屋青年税理士連盟中村支部の相談役を引き受けて、若手の税理士に交じって税理士制度やあるべき税制等に関して意見交換できる環境もあり、ボケ防止に役立っております。

一方、世の中の動きに目を転じると、『曇り時々晴れ』といったところでしょうか。

まずは、薄曇りとして、4年ぶりの衆議院選挙を経て、菅政権から岸田政権へとトップは変わったものの、国民に寄り沿う変革には今一つといえそうです。税制面でも、直前の自民党総裁選で触れた金融税制改革案には意欲が感じられましたが、早々に見送られております。今月中旬に発表される令和4年度の税制改正大綱の内容に注視したいと思います。

次いで、晴れ間として、スポーツの分野では、オリンピック・パラリンピックでの内外の選手達の躍動がありました。スポーツならではの感動的なドラマが多数生まれております。とはいえ、オリンピック等で何十人の選手が束になっても敵わないスーパースターの大活躍がありました。そうです、言わずと知れた『大谷翔平』選手です！アメリカの大リーグで、打ってはホームラン46本、投げては9勝という二刀流を見事なほどにやってのけました！年間MVPを満票で獲得したのを手始めに、名だたる賞をほぼ総なめしました。真に、百年に一人現れるかどうかの天才プレイヤーといえます。野球選手としての実力もさることながら、それ以上に人間性というか人柄の良さに誰もが魅了されました。一般的に、『天は二物を与えず』と言いますが、彼に限っては、二物はおろか、百物を与えていると言っても過言ではありません。大谷選手は、どこまでも明るく、野球が楽しくてしょうがない、楽しむことに貪欲な好青年、といった稀有の存在です（実際のところは、高校生の時から既に明確な人生の羅針盤を持ち、スポーツ医学の視点からの効果的な肉体改造にも取り組みつつ、ハードな練習メニューをこなしているようです）。どうか、怪我することなく、来年も我々に夢と希望を与え続けてくれることを祈るばかりです。

《和奏・遼真通信》は今回、お休みさせていただきます。

(令和3年12月1日 所長 橋本)

